

令和7年(2025年)9月26日
総務企画委員会
報告事項資料
総務部職員課・労務課

通勤手当の不正受給に関する調査状況と再発防止策について

1 報告趣旨

本市職員における通勤手当の実態調査に関する報道を踏まえ、調査状況及び今後の対応について報告する。

2 報告内容

(1) 通勤手当実態調査に関する経過

令和6年9月18日	「適正な通勤手当の申請について（通知）」を全庁へ施行
令和6年10月3日	「令和6年度（2024年度）通勤手当受給者の実態調査について（依頼）」を各所属長に施行 対象者 公共交通機関利用者 1,111名
令和6年10月下旬 ～11月下旬	回答内容に基づき総務部労務課・学校教育部教職員課・総務部職員課でヒアリングを実施
令和6年12月下旬	労務課・教職員課で通勤手当の返納及び適正な通勤手当の支給を実施
令和7年3月18日	「適正な諸手当（通勤手当・扶養手当・住居手当）の届出について（通知）」を全庁へ施行
令和7年4月1日	「通勤手当のてびき」改正
令和7年5月16日	「令和7年度（2025年度）諸手当の受給実態の調査について（依頼）」を各所属長に施行
令和7年8月上旬 ～現在	不正受給額の精査、懲戒処分等に係る検討

(2) 令和6年度(2024年度)通勤手当受給者の実態調査結果

ア 返納対象者 97名

イ 返 納 額^{*1} 16,710,658円(令和6年12月に全額返納済)

ウ 不正受給額^{*2} 精査中(別紙のとおり)

*1 支給済の通勤手当について、返納対象者から市へ返納された額の総額

*2 返納対象者から市へ返納された額のうち、不適正に受給していた通勤手当の額の総額

(3) 今後の対応

ア 不正受給額を精査及び決定

イ 厳正に懲戒処分等を実施・公表

3 再発防止策

(1) 所属長と職員との期首面談における定期券等の確認

(2) 所属長による届出内容確認の強化

(3) 適正な届出の徹底を促す通知の発出